

板橋区児童福祉施設入所に伴う徴収金減額要綱

(昭和52年 7 月 1 日 区長決定)

一部改正(平成 2 年11月 7 日 区長決定)

一部改正(平成 9 年11月27日 区長決定)

一部改正(平成10年 2 月19日 区長決定)

一部改正(平成11年 3 月25日 区長決定)

一部改正(平成13年 3 月30日 区長決定)

一部改正(令和 3 年 3 月26日 部長決定)

一部改正(令和 6 年 3 月28日 部長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第 10 条の 2 の規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の減額に関し必要な事項を定め、入所実施後における当該世帯の収入の減少その他特別な事由の発生により、既に決定された徴収金の納入が著しく困難になった者に対し、徴収金の減額を行うことにより生計を援護し、もって児童の健全育成に寄与することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 徴収金の減額の対象となる者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 22 条本文及び、第 23 条本文による入所承認され、同法第 56 条第 2 項の規定により、徴収金の決定を受けた本人又はその扶養義務者であって、規則別表第四の減額基準に該当する者とする。

(申請書等)

第 3 条 規則第 10 条の 2 第 3 項の規定により、徴収金の減額を受けようとする者が福祉事務所長に提出する申請書は、徴収金減額申請書（別記第 1 号様式）とする。

2 前項の規定により申請書を提出するときは、申請の理由を証する書類を添付しなければならない。ただし、当該福祉事務所長が申請の理由を証する書類の提出が困難であると認める場合は、この限りでない。

(決定等)

第 4 条 福祉事務所長は、前条の規定により申請を受けたときは、当該書類を審査するとともに、必要に応じて関係機関への照会その他調査を行い、減額適用の可否を決定し、徴収金減額適用・不適用通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知する。

2 福祉事務所長は、規則別表第三の規定による減額基準に基づき減額の適用を解除するときは、徴収金減額適用を解除する旨、助産施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書（規則別記第 8 号様式の 2 ）あるいは母子生活支援施設入所承諾事項変更・徴収金額変更通知書（規則別記第 8 号様式の 3 ）により保護者あるいは入所者に通知する。

(徴収金額の改定)

第 5 条 減額基準を適用するものと決定した徴収金額納入義務者の徴収金額の改定は、原則として申請のあった日の属する月の翌月から行う。

2 前項の規定にかかわらず、申請段階で減額事由が継続しており、減額基準に該当する事実の発生を証明するものがある場合は、事実が発生した日の翌月まで遡及し、適用することができる。この場合の遡及は、申請の年度の最初の月までを限度とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表減額基準表中条件 15 については昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正の要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

徴収金減額申請書

年 月 日

(宛先)

東京都板橋区福祉事務所長

住 所
氏 名

下記の理由により、徴収金の納入が困難なので減額申請します。

入 所 者 名		施 設 名		徴 収 金 額	

申請理由（※ 該当するものに○印）

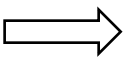
1 出産等で新たに同一世帯内に扶養親族が増えたため
2 入院費等多額な医療費負担があったため
3 失業等により、前年に比べ著しく収入が減少したため
4 災害、盗難等による損失が前年所得の1 / 10を超えたため
5 世帯内に心身障害者、精神障害者保健福祉手帳所持者又は寝たきりの高齢者がいるため
6 その他(具体的に)

●福祉課記入欄

条件番号 に該当
根拠内容(計算・その他)

減額前階層

階 層



階 層

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区福祉事務所長

徴収金減額適用・不適用通知書

先に申請のあった徴収金の減額については、下記のとおり決定したので通知します。

入所者名		施設名		既徴収月額	
決	1 減額基準に該当するので次のとおり減額する。 (1)減額して徴収する月額 円 (2)減額する月 年 月から 年 月まで 【備考】				
定	2 減額基準に該当しないので減額を適用しない。 【理由】				
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。					
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。					
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					